

新・草の根事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民同士の支え合いを基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、学区・地区社会福祉協議会(以下「学区・地区社協」という。)が実施する新・草の根事業に必要な経費に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 新・草の根事業は、自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉隣組等の組織からなる学区・地区社協が実施し、酒田市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)と酒田市福祉事務所が活動を支援する。

(補助対象事業及び補助金額)

第3条 補助金の対象となる事業及び補助金額は別表のとおりとし、協議会会長(以下「会長」という。)が必要と認めた経費を予算の範囲内において前期(5月)と後期(11月)に分けて交付する。

2 別表に掲げた(1)から(6)までの各事業間の補助金は流用ができるものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、次の書類を添付して4月30日までに提出するものとする。

(1) 事業実施計画書(様式第1号)

(2) 請求書(様式第2号)

(3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助事業実績報告書)

第5条 補助金の実績報告は、事業終了後、次の書類を添付して4月30日までに提出するものとする。

(1) 事業実施報告書(様式第3号)

(2) 総会資料

(3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第6条 会長は、当該年度の補助事業実績報告書に基づき、交付すべき補助金の額の確定を行う。

(概算払)

第7条 会長は、補助金の概算交付ができるものとし、その額は補助金交付決定後における補助金申請額以内の額とする。

(補助金の返還)

第8条 会長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、理事会の同意を得て、会長がこれを定める

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 事業区分	2 事業内容及び補助基準額
(1) 学区・地区社協 運営事業	<p>地域福祉活動の実施主体である学区・地区社協の運営に要する事務費等諸経費。</p> <p>補助金は、均等割、人口割及び年少人口割の合計額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割：50,000円 ・人口割：人数×20円 ・年少人口割：人数×100円
(2) 見守り ネットワーク 支援事業	<p>一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等の見守り支援活動として、対象者の台帳を作成し日常の見守りや災害時の支援協力を行う。</p> <p>補助金は、見守りネットワーク対象者数で積算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワーク対象者×500円
(3) 合同研修事業	<p>自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、学区・地区社協役員等の資質向上を図るために研修会等を開催する。</p> <p>補助金は、年2回分を限度に1回当たりの参加者数で積算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者20名以下 20,000円 ・参加者21名以上40名以下 30,000円 ・参加者41名以上60名以下 40,000円 ・参加者61名以上 50,000円
(4) ふれあい 給食事業	<p>65歳以上で身体が虚弱な一人暮らし世帯、75歳以上で身体が虚弱な夫婦世帯及びそれに準じる世帯に対し、地域住民との交流を目的に給食を提供する。</p> <p>補助基準額は、給食材料費(配食用品、衛生用品代等を含み一食450円以上)に対して一食300円とする。</p> <p>補助金は、年6回を限度に延べ食数で積算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ給食数×300円
(5) 地域あんしん 事業	<p>地域内の日常生活相談(適切な機関への橋渡しも含む。)に応ずるとともに協議会との連携を密にするために人員を配置する。</p> <p>補助金は、人員配置に対する費用弁償とし、コミュニティ組織の役職員の兼務も認める。</p> <p>補助基準額は1,500円/日とし、年24日(月2日程度)を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ日数×1,500円
(6) 地域交流 サロン事業	<p>高齢者の閉じこもり防止と心身の健康保持を目的に、集会施設等で交流事業を行う。</p> <p>補助金は、一学区・地区社協定額とし、年間10回以上の事業実施を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一学区・地区社協 100,000円

各事業について、過年度の実績を補助基準とすることができるものとする。なお、過年度の実績を補助基準とした場合は、翌年度以降も同様とする。